

公益社団法人日本理学療法士協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、わが国の理学療法の普及向上を図り、以って国民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防に資する事業
- (2) 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
- (3) 国際協力及び貢献に資する事業
- (4) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (5) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上と会員の福祉に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、その実施地域を本邦及び海外とする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条の規定による理学療法士の免許を有する者（国内に在住する者については、都道府県理学療法士会に所属する者に限る。）で、この法人の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 この法人の社員は、正会員の中から選出される 300 人の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）の社員とする。
- 3 理事会で別に定めるところにより、都道府県理学療法士会ごとに概ね正会員数に応じた割合の代議員が選出されるものとする。
- 4 代議員を選任するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会において定める。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第 4 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選任することはできない。
- 7 第 4 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、1 月から 3 月の間に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第 8 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 7 項の代議員選挙終了のときまでとする。
- 11 次の各号の一に該当する場合には、代議員資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
 - (2) 会員の権利停止となったとき
 - (3) 辞任を申し出たとき
 - (4) 選出地区から異動したとき
- 12 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 13 代議員には報酬を支払うことができる。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、懲戒規程第 11 条で規定する対象に該当する会員については適用しない。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員（当年度に入会した会員を除く。）が第7条の支払義務を当該年度の6月末日までに履行しなかったとき
- (2) 代議員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (4) 正会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき
- (5) 正会員において、都道府県理学療法士会における会員たる身分を失ったとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 選挙管理委員、議事運営委員、役員報酬等委員、常勤役員要件審査委員及び懲戒委員の選任
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

- 2 理事は総会を招集するには総会の日の2週間以前に、代議員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を文書で通知しなければならない。
- 3 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対して総会招集の請求をすることができる。
- 4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集の通知を発しなければならない。
- 5 第1項の場合において、次に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
 - (3) 法人法第125条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の代議員又は補欠代議員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長及び代議員から選任した議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 21 人以上 23 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を会長、5 人以内を副会長、1 人を専務理事、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、外部理事及び外部監事については、法令の要件を満たす者の中から理事会の決議を経て、総会で選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、総会は、その決議により会長候補者を選出することができるものとし、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定することができる。

3 副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、選定にあたっては会長の意見を参考にすることができる。

4 理事、監事及び代議員は、互いに他を兼ねることができない。

5 理事会が総会に役員選任議案および会長候補者選出議案を提出する場合、その選出方法と選出数については、理事会で別に定める。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議による業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議による業務を分担執行する。

5 常務理事は、理事会の決議による業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員資格の喪失)

第 25 条 前条の場合のほか、役員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 法定の欠格事由にあつたとき
- (2) 会員資格を喪失したとき
- (3) 会員の権利停止となつたとき
- (4) 辞任を申し出たとき

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第 27 条 理事又は監事は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧問、相談役及び政策参与）

第28条 この法人に、若干名の顧問、相談役及び政策参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び政策参与は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - （1）顧問は、有識者等会員以外から選任するものとし、役員の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
 - （2）相談役は、正会員の中から選任するものとし、会長の諮問に応えるとともに、定時総会その他会長が特に必要と認めた会議に出席し、この法人の運営に協力する。
 - （3）政策参与は、正会員の中から選任するものとし、役員の求めに応じて、この法人のために協力する。
- 3 この定款に定めるもののほか、顧問、相談役及び政策参与について必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会等

（構成）

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 この定款に定めるもののほか、理事会運営についての必要な事項は、理事会において別に定める。

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
 - （2）理事の職務の執行の監督
 - （3）会長の選定及び解職
 - （4）副会長の選定及び解職
 - （5）専務理事の選定及び解職
 - （6）常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会決議で定められた順番で副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 その他の機関

(常任理事会)

第 34 条 常任理事会は、会長、副会長及び専務理事を構成員とし、次の事項について協議・検討する。なお、常任理事会は法令及びこの定款により総会および理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

- (1) 緊急性の高い事案に関する事項
- (2) 本会の将来展望に関する事項
- (3) 会長からの発議事項
- (4) その他の協議事項

- 2 常任理事会は会長が招集し、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

(業務執行理事会)

第 35 条 業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務長を構成員とし、次の事項について協議・検討する。なお、業務執行理事会は法令及びこの定款により総会及び理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

(1) 業務遂行の共有及び調整に関する事項

(2) その他の業務執行権限内の事項

- 2 会長が必要と認めた場合は、前項に定める者以外の者を出席させることができる。
- 3 業務執行理事会は会長が招集し、構成員（前項に基づき出席した者を除く）の過半数が出席しなければ開催することができない。

(委員会)

第 36 条 この法人の事業を推進するために必要があるとき、理事会はその決議により、委員会及びその他機関を設置することができる。なお、委員会及びその他機関は、法令及びこの定款により総会及び理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

- 2 選挙管理委員会、議事運営委員会、役員報酬等委員会、常勤役員要件審査委員会及び懲戒委員会の委員は、総会において選任する。
- 3 前項に定める委員会以外の倫理委員会、表彰委員会、組織・規則等検証委員会、理学療法士労働環境委員会の委員は理事会において選任する。
- 4 その他機関の構成員は、理事会で選任する。
- 5 委員会及びその他機関の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理・運用)

第 39 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、承認を受けなければならない。ただし、第 6 号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には、作成しないことができる。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令等で定める書類

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 42 条 この法人が多額の借財、重要な財産の処分・譲受けを行う場合は、事前に総会への概略報告を行い、その後結果報告をしなければならない。

(会計原則)

第 43 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告による。

第11章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

(情報公開等)

第50条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、半田一登とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行後、最初の代議員は、第5条に規定する同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この定款は、平成24年6月9日より一部改正により施行する。
- 6 この定款は、平成25年6月8日より一部改正により施行する。
- 7 この定款は、平成26年6月8日より一部改正により施行する。

附則

- 1 この定款は、会員種別、代議員資格喪失、総会決議事項、理事会決議事項、役員職名変更等を行い、平成28年6月4日より施行する。

附則

- 1 この定款は、任意退会除外対象、年会費支払い義務期限を変更し、平成29年7月1日より施行する。

附則

- 1 この定款は、事務所所在地を変更し、令和元年6月9日より施行する。

附則

- 1 この定款は、機関としての学会の廃止等の変更を行い、令和3年6月6日より施行する。
- 2 この定款は、代議員数の変更を行い、令和3年6月6日より改定し、令和3年度代議員選挙より施行する。

附則

- 1 この定款は、理事の職務及び権限、任意退会を一部変更し、令和4年6月5日から公布し、令和5年度定時総会終結の時から施行する。

附則

- 1 この定款は、役員を設置を一部変更し、令和5年度定時総会終結の時から施行する。

附則

- 1 この定款は、会員資格の喪失、総会の権限、役員を選任等を一部変更し、令和8年度定時総会終結の時から施行する。
- 2 第12条第1項第4号及び第41条第1項第4号並びに第5号の活動計算書は令和9年4月1日に開始する事業年度から適用する。それまでは正味財産増減計算書とする。